

○公的研究費の不正使用防止計画（規定）

2019年4月1日

定 第 号

施行 2019年4月1日

1 趣旨

学校法人 大阪夕陽丘学園（以下「学園」という。）は、別に定める「公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針（規定）」（以下「基本方針」という。）及び「公的研究費の運営・管理に関する実施規定」（以下「実施規定」という。）に基づき、学園が設置する短期大学における公的研究費（以下「研究費」という。）の適正な運営・管理を確保し、不正使用等を防止することを目的として、この「公的研究費の不正使用防止計画」（以下「不正使用防止計画」という。）を定める。

2 取組

学園は、次のことにより研究費の不正使用防止に努める。

- (1) 研究費の運営・管理体制の明確化を図るとともに、運営・管理に関わる者の責任と権限の明確化を図る。
- (2) 不正が行われる可能性が常にあるという前提に基づき、不正を発生させる要因を取り除くため、優先的に取り組むべき「不正使用防止の具体的対策」（別紙）を定める。
- (3) 不正発生要因の把握と定期的分析を行い、必要に応じて不正使用防止計画を見直す。
- (4) 不正を事前に防止するため、研究者が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するか否かを事前に相談するための相談窓口を設置する。
- (5) 研究費の不正使用又は不正使用の疑いに関する通報を受け付ける通報窓口を設置する。
- (6) 不正使用の防止に向けた取組状況をホームページ等で公表する。
- (7) 基本方針及び実施規定をはじめとして、学園における研究費に関するルールを明確にし、研修会の開催及びその他の方法により、構成員の情報共有化と規範意識の向上を図る。
- (8) 不正発生の蓋然性を最小にすることを目指し、学園全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備し、実施する。
- (9) 理事長（最高管理責任者）の直轄組織である内部監査室による学園全体の視点に立った監査を実施する。
- (10) その他不正防止に関して必要な事項を行う。

附 則

この規定は、2019年4月1日から施行する。

不正使用防止の具体的対策（「公的研究費の不正使用防止計画（規定）」別紙）

区分	不正の発生要因	予測される結果	不正防止計画
責任体制の明確化	運営・管理に関する責任体制が不明確	研究費の使用が独断的もしくは恣意的に行われ、不正が発生する。	最高管理責任者をはじめとする責任体制を明確に規定し、周知する。
相談窓口	相談窓口の利用頻度が少ない。	使用ルール等の理解や認識に差があるため、誤った解釈で経費が執行されるおそれがある	コンプライアンス教育等により相談窓口の利用促進を図る。
通報窓口	通報事案があっても、通報を行うことに抵抗があるため、通報窓口が利用されない。	不正行為を許すこととなり、不正行為が増大する。	コンプライアンス教育等により、通報窓口や通報者等の保護体制についての周知に努め、通報窓口の利用促進を図る。
ルールの周知と理解	研究費使用ルールの未周知による構成員の理解不足	不適切な研究費の使用や検収不備等により、不正が発生する。	規則等により使用ルールを明確化し、コンプライアンス教育等により周知を図る。
構成員の意識向上	研究費は税金等で賄われており、不正使用は国民の負託を裏切る行為であるとの意識が不足	研究費は「研究者が運営・管理するもの」という誤った認識が生じ、学園管理を原則とする研究費の運営・管理の支障となる。	コンプライアンス教育等により、研究者の研究費の使用に対する意識の向上を図る。 実施規定第4条第3項の規定により「公的研究費の使用にあたっての誓約書」を提出させる。
情報の共有	研究者と事務担当者間に予算執行に関する必要な情報が共有されていない。	事務職員による教員に対する現場での牽制が弱まったり、不正が発生しやすくなる。	研究者と事務担当者との間で予算執行計画と計画変更等に関する情報の共有を図る。
予算執行計画	予算執行計画が策定されていない。	研究費が思いつきの使用され、研究に関係のないものを購入する恐れがある。 年度末に予算執行が集中する等の事態が起こる。	予算執行計画の策定と統轄管理責任者への提出・承認を規定化する。 執行率の悪い研究者に対してヒアリングを行い、研究費の繰越、返還等を指導する。
運営・管理状況の把握	定期的な管理、執行状況が把握されていない。	発注業者並びに執行時期が偏り、懸念が起こるおそれがある。 研究目的に合わない執行になるおそれがある。	定期的に適切に管理、執行されているか等のモニタリングを行う。 執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて研究者等に対してヒアリングを行い、研究費の繰越、返還等の指導を行う。
	発注段階での財源が特定されていない。	年度途中での予算の振替等により、執行状況を的確に把握できないおそれがある。	執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、研修会・説明会等で注意喚起する。
	高換金性物品の管理台帳未作成	物品が換金され、他の用途に使用されたり、物品が私物化される恐れがある。	管理台帳の作成と管理シールの貼り付けを規定化する。
物品の調達	研究者立替金の学園への請求が遅れる。	検収作業が遅れ、物品の使用等により、購入実態が確認されないことが起こりうる。	「学園への立替金請求は、○日以内に行わなければならない。」といった制限を規定化する。
	研究者が発注することのできる範囲が守られていない場合がある。	発注者（研究者）と業者との不正な取引に発展するおそれがある。	コンプライアンス教育等により、研究者の研究費の使用に対する意識の向上を図る。
	検収制度が形骸化している。	発注者（研究者）と取引業者との不正な取引に発展するおそれがある。	検収制度の必要性をハンドブック等で理解し、適正な検収を行う。
	研究目的に関係ないと思われるものが購入されている。	不正使用につながるおそれがある。	研究目的に関係ないと思われる発注者に対しては、発注者に購入目的等の確認を行う。
	研究費の使い切り意識がある。	無駄な執行、不正使用につながるおそれがある。	補助事業等の研究が終了しているか確認し、研究費の繰越、返還等の指導を行う。
	発注状況の把握が不十分である。	研究者と取引業者との不正な取引に発展するおそれがある。	日常的に発注状況を把握し、発注先・発注時期が偏ることがないように適正な取引を行う。